

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）を実施します。

契約担当官
陸上自衛隊幹部候補生学校
会計課長 松岡史郎

1 工事概要

- (1) 工事名 171号建物照明器具改修工事
- (2) 工事場所 福岡県久留米市高良内町2728
陸上自衛隊前川原駐屯地（幹部候補生学校）
- (3) 工事内容 本工事は、171号建物照明器具のLED化及びこれらの付帯工事
- (4) 工期 令和9年3月31日まで。
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「電気工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「電気工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「建築一式工事」又は「電気工事」を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕

僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。) (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は施工成績評定通知書の評定点合計 (以下「評定点合計」という。) が65点未満のものを除く。

また、実績が施工成績相互利用登録機関が発注した工事で施工成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、施工成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事 (平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。) の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者 (以下「監理技術者等」という。) を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 一級建築士又は「電気工事」に係る主任技術者と同等以上の資格を有する者である
 - イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である (原則、着工から完成まで従事している。)なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が施工成績相互利用登録機関が発注した工事で施工成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、施工成績の評定点が65点未満のものを除く。
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について (防整施 (事) 第150号。28. 3. 31) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 陸上自衛隊幹部候補生学校が発注した「2 (4) と同種の工事」のうち、令和3年度以降令和5年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者 (受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。) 又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (10) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に2 (4) の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除する

よう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒839-8505 福岡県久留米市高良内町2728

陸上自衛隊幹部候補生学校総務部会計課 担当 魚住

TEL 0942-43-5215 (内線218)

FAX 0942-44-2058 (直通)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年6月25日から令和8年7月6日までの毎日（土・日・祝日を除く。）
。）、午前8時20分から午後5時00分まで

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年7月6日（月）午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送
（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和8年7月17日（金）午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

ウ 郵便等により入札に参加する場合は、令和8年7月17日（金）午後5時
00分までに必着するものとし、事前に電話連絡すること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月21日（火）午後1時10分

イ 場所 第3会議室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引
き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下
「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（
2年間）を付したのものに限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請
負代金の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 契約書作成の要否
要。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14) 詳細は、入札説明書による。

171号建物照明器具改修工事

工事名称	171号建物照明器具改修工事						
図面名称	表紙						
図面番号	1 / 5	作成年月日	令和8年6月16日				
総務部長	管理課長	営繕班長	管財主任	施設管理	工事企画	電気係長	設計者
了							
陸上自衛隊 幹部候補生学校総務部							

仕様書

- 1 工事件名 171号建物照明器具改修工事
- 2 工事場所 陸上自衛隊 前川原駐屯地 久留米市高良内町2728
- 3 工事期間 契約日当日から令和9年3月31日まで（提出書類等含む）
- 4 工事概要 前川原駐屯地内171号建物の蛍光灯器具等をLED器具へ更新139台及びこれに伴う付帯工事一式を、設計図書に基づき実施する。

5 一般事項

(1) 総則

ア 適用範囲

- (7) 本工事は、本特記仕様書によるほか、下記仕様書によるものとする。 ※国土交通省大臣官房営繕部制定
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (4) 本特記仕様書に示す事項で、本工事の内容に該当無き事項については適用除外する。

イ 疑義

- 図面と特記仕様書との内容に相違又は明示無き場合、疑義が生じた場合にはすべて契約担当官・監督官と協議するとともに、その指示に従うものとする。

ウ 軽微な変更

- 工事施工に際し、現場の納まり、取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。

エ 消耗品等

- 本工事に必要な工具類、消耗部品は請負業者の負担とするものとする。

オ 発生材処分

- 撤去等により発生した発生材は、指定した場所に集積の上、金属材料についてのみ発生材調書を監督官に提出し監督官の指示する場所（前川原駐屯地内）に搬入するものとする。それ以外のものについては関係法令に基づき、受注者の責任において適正に処分し、マニフェスト（E票写し）を提出するものとする。

カ 電気水道使用

- 工事に必要な電気水道は、すべて請負業者の負担において用意するものとする。なお、やむを得ず官側の施設を使用する場合は有償とし、請負業者の負担によりメーターを設置する。その際の支払い方法については別に示す。

(2) 現場管理

ア 安全管理

- (7) 現場における火災予防、安全衛生ならびに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負者が負うものとする。
- (4) 材料及び土砂等の搬送計画ならびに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、監督官と十分調整のうえ、交通整理等の安全管理を行うものとする。
- (9) 万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともにその指示に従うものとする。

イ 現場監督

- (7) 現場代理人は請負業者より選定するものとし、上記安全管理を徹底するとともに、監督官の指示を確実に遂行できる状態を確保するものとする。
- (4) 当該施設は防衛施設であるため、現場代理人は、現場作業員が作業現場以外の施設にみだりに立ち入らないよう、周知徹底させるとともに、駐屯地内で作業するに相応しい作業態度を教育徹底するものとする。

ウ 養生・清掃

- 必要に応じ、既存施設部分等について適切な養生を行うとともに、完成に際しては、当該工事に関する部分の適切な後片付け及び清掃を行うものとする。

(3) 材料検査

ア 材料品質

- (7) 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とし特記事項に製造元等の参考記載がある場合においては、当該記載事項同等以上のもの（他社の製品を含む）とするものとする。なお、特記なきものについては、JIS及びJAS規格品とするものとする。
- (4) 材料の色、柄等については監督官の指示によるものとし、使用材料等の見本は必要に応じ監督官に提出、承認を得るものとする。

イ 材料検査

- 現場に搬入した材料は、その種別ごとに品質、数量について監督官の検査を受けるものとする。ただし、工場組立等の

ためにあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。尚、搬入した材料は、工事で使用するまでの間に変質等なきよう、適切に保管するものとする。

(4) 関係書類

ア 実施工程

- 実施工程表の作成に際しては、着工に先立ち監督官と協議のうえ、作成するものとする。

イ 工事写真

- 工事写真はA4版とし、着工前・施工中・竣工後・竣工後隠蔽部・材料検収及び監督官の指示するものを整理したうえ1部提出するものとする。なお、デジタルカメラ使用の場合は、事前に監督官の承諾を得るものとする。

ウ 手続き等

- 工事に必要な関係官公署に対する手続き料等は請負業者側の負担とする。

6 特記事項

(1) 仮設工事

ア 施工場所の床養生を実施すること。

イ 足場は内部仕上げ足場（脚立足場）施工場所の1/2の面積を見込む。

(2) 電気設備工事

ア 図面に記載されている照明器具の製造者及び型式（型番）は参考であり、製造者等を特定しているものではない。

イ 照明器具の電源回路は監督官が事前に指示する。

ウ 照明器具は事前に承認図を監督官へ提出し承認したものを使用すること。

エ 本工事施工範囲の絶縁測定を実施し、その結果を監督官へ提出すること。

(3) アスベスト事前調査

- 照明器具を交換する天井面の、アスベスト含有の有無の確認又は、検査（定性分析）すること。また、監督官へ検査結果（確認）報告書を提出し、久留米市へ調査結果を報告するものとする。

(4) その他

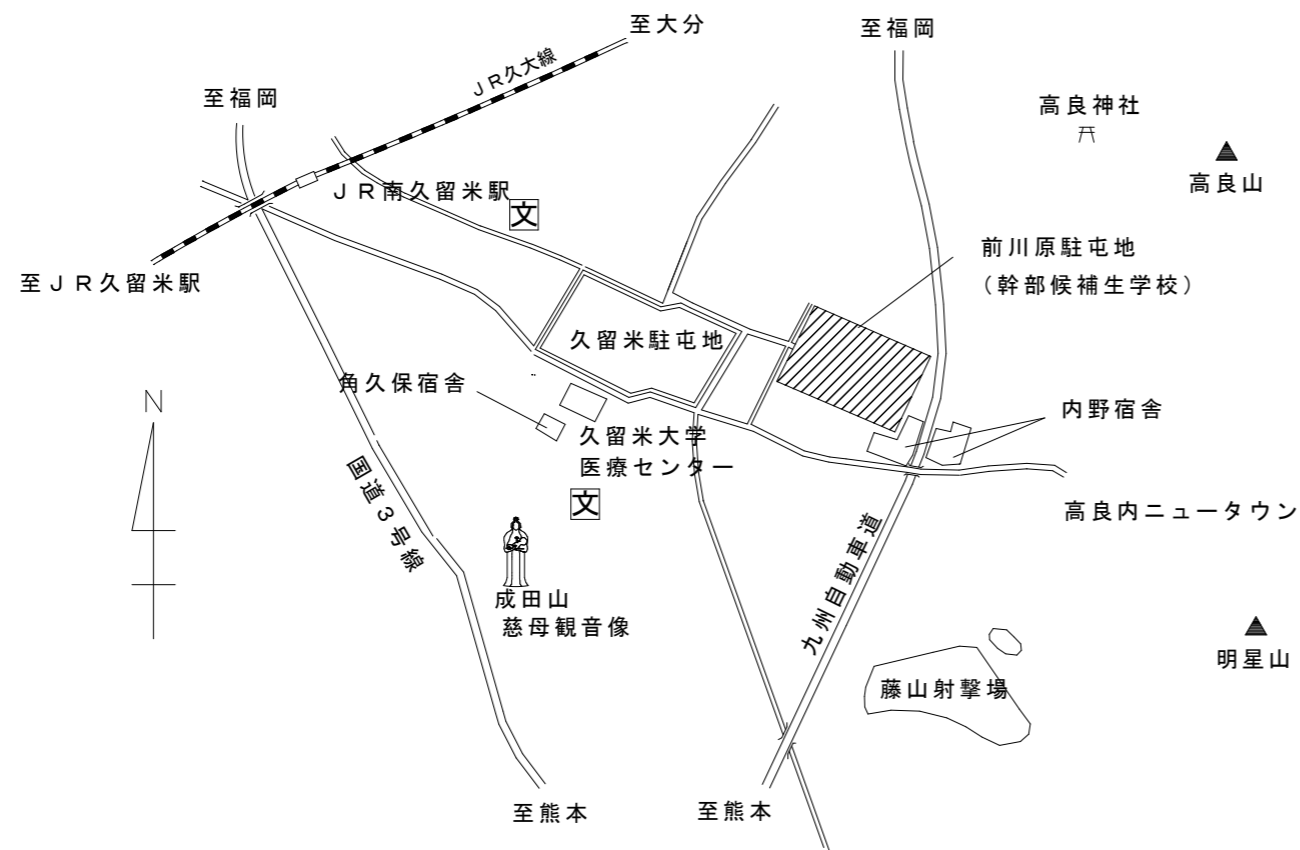
ア 本工事施工に先立ち事前に現地確認・採寸を実施すること。

イ 本工事施工場所の停電を伴う作業は事前に打ち合わせのうえ監督官の指示のもと実施すること。

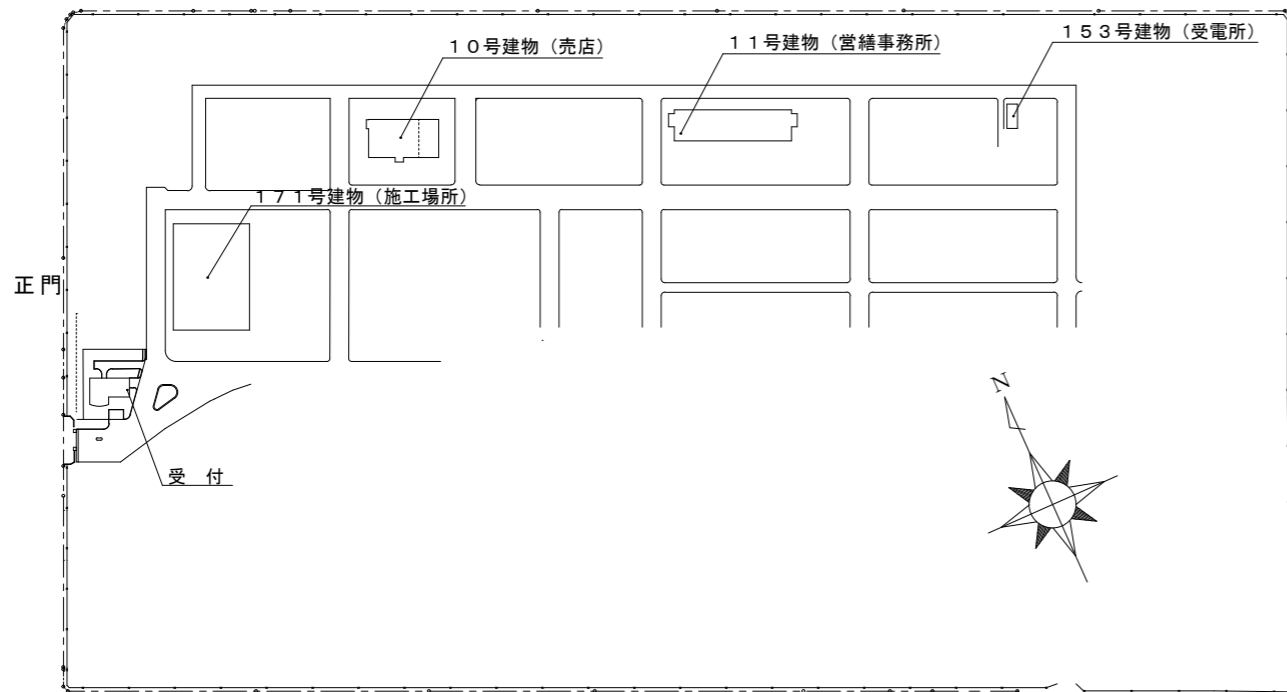
ウ 本工事施工場所は、イベント、学校行事及び講話等で使用中での施工となるため、作業は事前に打ち合わせのうえ指示のもと実施すること。

エ 本工事により施工する設備等は仕様書の意図に基づき設備全体が適正に作動するようにすること。

件名	171号建物照明器具改修工事	図面番号	2/5
図面名	仕様書	縮尺	図示
陸上自衛隊 幹部候補生学校総務部		令和8年6月	



案内図 No Scale



配置図

新設器具参考一覧表

No.	メーカー名	型 式	台 数	仕 上
①	パナソニック	XLX460NENP LE9	10台	レースウェイ取付
②	パナソニック	XLX430NENP LE9	18台	直付トラフ型 片笠付
③	パナソニック	XLX460DENP LE9	4台	直付V型
④	パナソニック	XLX430AENP LE9	4台	直付V型
⑤	パナソニック	XLX373PEVJ LA9	18台	天井埋込
⑥	パナソニック	XLX460UENT LE9	8台	天井埋込
⑦	パナソニック	XLX430PENT LE9	1台	天井埋込
⑧	パナソニック	XLX430KENP LE9	4台	直付トラフ型 笠付
⑨	パナソニック	NNFB91605C 100Φ	24台	天井埋込
⑩	パナソニック	NNFB93605C 100Φ	21台	天井埋込 内2台150Φ
⑪	パナソニック	NNFB93005C	6台	金属丸形ボックス取付
⑫	パナソニック	NNFW21800K LE9	4台	壁面直付 防雨型
⑬	パナソニック	NNFC42235 LE9	8台	壁面直付
⑭	パナソニック	NNFB91645C 100Φ	1台	天井埋込
⑮	遠藤照明	FAD530L ※ランプのみ	8台※16本	安定器取外し、配線直結工事

合計 139台

件 名	171号建物照明器具改修工事	図面番号	3/5
図面名	案内、配置図・参考器具一覧表	縮 尺	N.S.
陸上自衛隊 幹部候補生学校総務部		令和8年6月	

○控室（入口前非常灯含む）

撤去
HF322 8台（安定期のみ）
非常灯 2台
新設
FAD530L同等品以上（ランプのみ） 16台
NNFB91605C（100Φ）同等品以上 2台

○学校歴史資料室及び前室

撤去
非常灯 2台
新設
NNFB91605C（100Φ）同等品以上 1台
NNFB93605C（100Φ）同等品以上 1台

○倉庫E

撤去
HF321直付トラフ笠付型 2台
新設
XLX430KENP LE9同等品以上 2台

○通路3及び風除室3

撤去
非常灯 6台
新設
NNFB93605C（100Φ）同等品以上 3台
NNFB91605C（100Φ）同等品以上 3台（風除室含む）

○機械室2

撤去
HF322 4台
非常灯 1台
新設
XLX460NENP LE9同等品以上 4台
NNFB93005C（100Φ）同等品以上 1台

○事務室及び給湯室

撤去
HF322 埋込型 4台
HF321 埋込型 1台
非常灯 1台
新設
XLX460UENT LE9同等品以上 4台
XLX430PENT LE9同等品以上 1台
NNFB91605C（100Φ）同等品以上 1台

○バックヤード

撤去
HF321直付トラフ片笠付 7台
非常灯 3台
新設
XLX460NENP LE9同等品以上 7台
NNFB93005C 同等品以上 1台
NNFB93605C（150Φ）同等品以上 2台

○操作室

撤去
HF322 2台
非常灯 1台
新設
XLX460UENT LE9同等品以上 2台
NNFB91645C（100Φ）同等品以上 1台

○ホワイエ

撤去
非常灯 3台
新設
NNFB93605C（100Φ）同等品以上 3台

○ステージ（面サイド）

撤去
非常灯 2台
新設
NNFB91605C（100Φ）同等品以上 1台
NNFB93605C（100Φ）同等品以上 1台

○通路1及び多目的室

撤去
HF323 埋込型 18台
非常灯 7台
新設
XLX373PEVJ LA9同等品以上 18台
NNFB91605C（100Φ）同等品以上 7台

○倉庫C

撤去
HF322直付V型 1台
新設
XLX460DENP LE9同等品以上 1台

○倉庫B

撤去
HF322直付V型 2台
新設
XLX460DENP LE9同等品以上 2台

※外ウォールライト○

撤去
FL20型直付防雨型 4台
新設
NNFW21800K LE9同等品以上 4台

○機械室1

撤去
HF322 6台
非常灯 2台
新設
XLX460NENP LE9同等品以上 6台
NNFB93005C 同等品以上 2台

○倉庫A

撤去
HF321直付V型 4台
新設
XLX430AENP LE9同等品以上 4台

○通路2及び風除室2

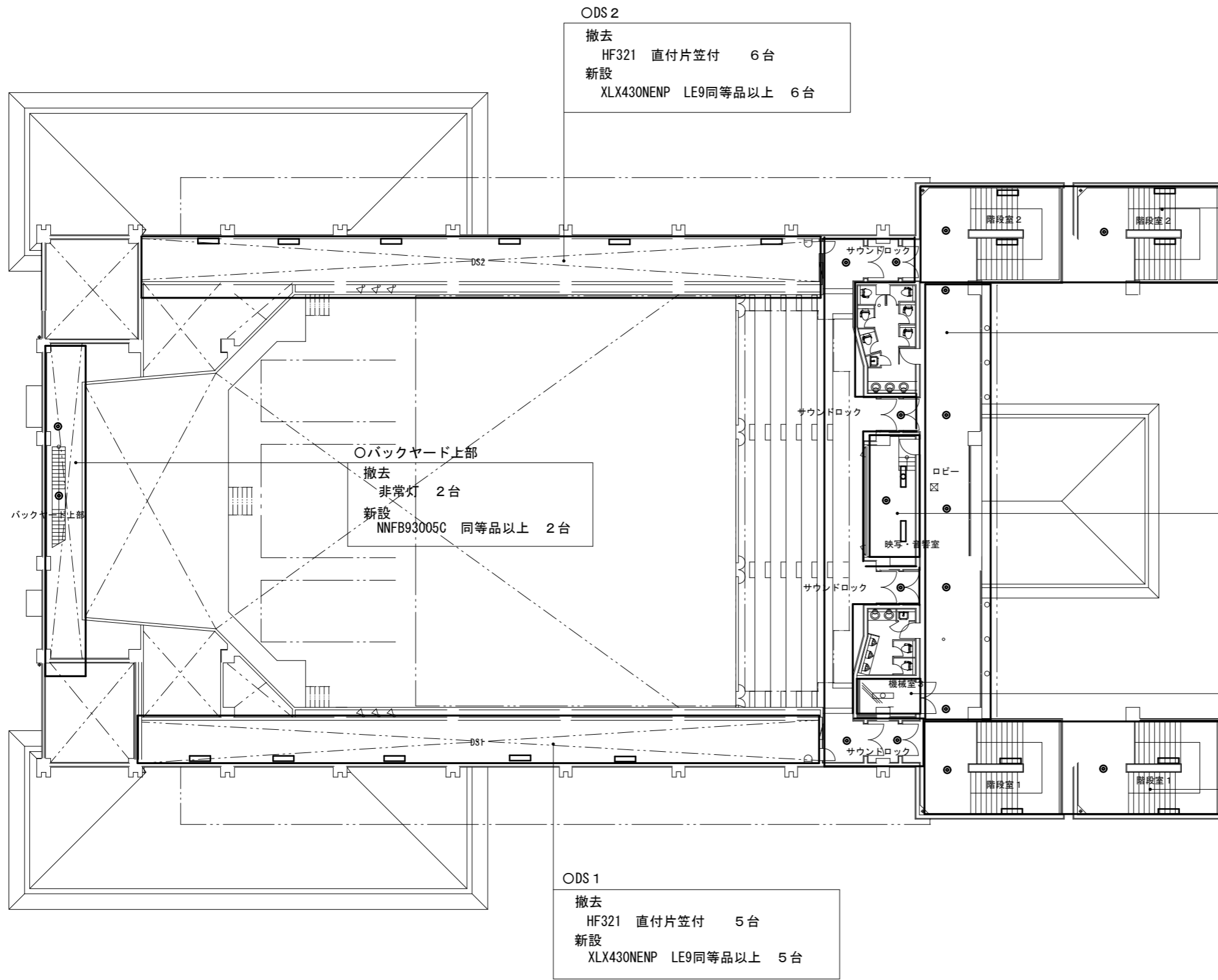
撤去
非常灯 4台
新設
NNFB93605C（100Φ）同等品以上 4台

○消火ポンプ室

撤去
HF321直付トラフ笠付型 2台
新設
XLX430KENP LE9同等品以上 2台

171号建物 1F平面図 S=NON SCALE

件名	171号建物照明器具改修工事	図面番号	4 / 5
図面名	平面図	縮尺	N.S.
陸上自衛隊 幹部候補生学校総務部		令和8年6月	



○ODS 2
 撤去
 HF321 直付片笠付 6台
 新設
 XLX430NENP LE9同等品以上 6台

○階段室 2
 撤去
 階段非常灯 4台
 非常灯 2台
 新設
 NNFC42235 LE9同等品以上 4台
 NNFB91605C (100Φ)同等品以上 2台

○ロビー、サウンドロック
 撤去
 非常灯 11台
 新設
 NNFB91605C (100Φ)同等品以上 11台

○映写・音響室
 撤去
 HF322 埋込 2台
 非常灯 1台
 新設
 XLX460UENT LE9同等品以上 2台
 NNFB91605C (100Φ)同等品以上 1台

○機械室 3
 撤去
 HF322 直付V型 1台
 新設
 XLX460DENP LE9同等品以上 1台

○階段室 1
 撤去
 階段非常灯 4台
 非常灯 2台
 新設
 NNFC42235 LE9同等品以上 4台
 NNFB91605C (100Φ)同等品以上 2台

○バックヤード上部
 撤去
 非常灯 2台
 新設
 NNFB93005C 同等品以上 2台

○ODS 1
 撤去
 HF321 直付片笠付 5台
 新設
 XLX430NENP LE9同等品以上 5台

171号建物 2F平面図 S=NON SCALE

件名	171号建物照明器具改修工事	図面番号	5 / 5
図面名	平面図	縮尺	N.S.
陸上自衛隊 幹部候補生学校総務部		令和8年6月	

入札説明書

陸上自衛隊幹部候補生学校の171号建物照明器具改修工事に係る入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和8年6月25日

2 契約担当官等

陸上自衛隊幹部候補生学校 会計課長 松岡 史郎

〒839-8505 福岡県久留米市高良内町2728

3 工事概要

(1) 工事名

171号建物照明器具改修工事

(2) 工事場所

福岡県久留米市高良内町2728 陸上自衛隊前川原駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり。

(4) 工期

令和9年3月31日まで。

(5) その他

本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7年・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「電気工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「電気工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。

(5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、「建築一式工事」又は「電気工事」を施工した実績を有すること

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号(CCP)）（13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号(CCP)）（19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号）（21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号（27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号（28.3.31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は属表第1のとおりである。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級建築士又は「電気工事」に係る主任技術者と同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

- ・一級建築施工管理技士の資格を有する者
- ・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなき

れない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号（28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 陸上自衛隊幹部候補生学校が発注した「4(4)と同種の工事」のうち、令和3年度以降令和5年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合
同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定
めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合（共同企業体を含む。）の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会
社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人とい
う。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視
しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に建設業法の
許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在する
こと。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除する
よう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務
従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた
場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当
する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている
国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。（別紙様式第1又は別紙様式第
2を提出するものとする。）

5 設計業務等の受注者等

上記4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」
とは、次の(1)又は(2)に該当する者である。

- (1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の
総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- (2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねてい
る場合における当該建設業者

6 担当部局

〒839-8505 福岡県久留米市高良内町2728

陸上自衛隊幹部候補生学校総務部会計課 担当 魚住

TEL 0942-43-5215(内線218)

FAX 0942-44-2058(直通)

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明する

ため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア 提出期間

令和8年6月25日から令和8年7月6日まで（行政機関の休日を除く）の毎日午前8時20分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）。

イ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

ウ 提出場所

上記6に同じ。

(2) 申請書は、属紙第1により作成する。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成23年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しを済ませているものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（属紙第2）」及び「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記載する。記載様式は属紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、属紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とするは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を属紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和8年7月8日（水）までに通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記6に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ 提出期間

上記7(4)の通知の日から令和8年7月17日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時20分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）。

- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和8年7月17日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面（様式自由とする。）を上記6に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ 提出期間

令和8年6月25日から令和8年7月6日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時20分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和8年6月25日から令和8年7月6日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時20分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）上記6において閲覧に供する。

10 入札方法等

- (1) 入札書の提出方法等

ア 提出期間

令和8年7月17日（金）午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出場所

上記6に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

その際、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除 ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したのものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

12 工事費内訳明細書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した仕様書にある構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した仕様書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する仕様書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間

上記10(1)アに同じ。

イ 提出場所

上記10(1)イを参照。

ウ 提出方法

上記10(1)ウに同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、属表第2の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義

務を生じるものではない。

13 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和8年7月21日（火）午後1時10分

イ 開札場所

第3会議室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については別示する。

(6) 入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙様式第3から別紙様式第6までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

14 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格

をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

(4) 低価格入札に係る特別重点調査

ア 特別重点調査の実施に係る連絡等

(ア) 契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記3に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

- (イ) 施工体制確認型総合評価方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。
 - (ウ) 契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情を聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。
- (エ) 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として1回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

イ 虚偽説明等への対応

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

(ア) 当該工事の成績評定において厳格に反映する。

(イ) 過去5年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）別表第2第15項により指名停止を行う。

ウ 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

エ 関係資料の公表

(ア) 契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者がいるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

(イ) アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

オ 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

(ア) 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

(イ) 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

カ その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、ア（ウ）の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書第9条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

キ 提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、陸幕会第1150号（27.12.2）「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（通達）別紙防整施第6931号（28.3.31）付紙1第3項に掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省のホームページを参照するものとする。

16 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、契約の相手方が陸上自衛隊幹部候補生学校で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約は行わない。

19 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

20 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21 支払い条件

前払金等

請負金額が300万円以上の場合、請負金額の40%以内で申請することがで

きる。但し、申請する者は前払金保証に関する保証証書を前金払前に提出し許可を受けるものとする。

22 火災保険付保の要否
要

23 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間：令和8年7月8日から令和8年7月17日まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時20分から午後5時までに行うこと。
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は上記6に同じ。

24 関連情報を入手するための照会窓口
上記6に同じ。

25 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊幹部候補生学校
会計課長 松岡史郎 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和8年6月25日付けで入札公告のありました171号建物照明器具改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書4(10)、(11)の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書7(3)エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書7(3)ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の提出を求める場合のみ)

以上

注1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2) 4項は提出者のみ記載して下さい。

同種の工事の施工実績

会社名

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する。) 円
	工期	年 月～ 年 月
	受注形態	単体/JV(出資比率)
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	(市街地・軟弱地質等)
	その他	
CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名	
項 目	主任技術者又は監理技術者
氏 名	
最 終 学 歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許	(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工 事 名
	発 注 者 名
	工 事 場 所
	契 約 金 額
	工 期
	従 事 役 職
	工 事 内 容
	CORINS登録の有無
申請時における他工事の従事状況等	工 事 名
	発 注 者 名
	工 期
	従 事 役 職
	本工事と重複する場合の対応措置
	CORINS登録の有無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名：

会社名：

項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■ 工程管理に対する技術的所見

令和 年 月 日

誓約書

契約担当官

陸上自衛隊幹部候補生学校

会計課長 松岡 史郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、過去5年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

誓約書

契約担当官

陸上自衛隊幹部候補生学校

会計課長 松岡 史郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	（中学校以降を記載）
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知識	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	（特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	

	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	<input type="checkbox"/> 社内規則がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則及びそれに類する資料がない

注： 1 いずれかの「」に「」を付す。

2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。

3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

年 月 日

申 出 書

契約担当官
陸上自衛隊幹部候補生学校
会計課長 松岡 史郎 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者（氏名）
役員（氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
<input type="checkbox"/> 親会社等が存在しない		

注： 1 不要な行は削除すること。

2 会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。

3 内容を証明する資料を提出すること。HP 等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	<input type="checkbox"/> 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	<input type="checkbox"/> 上記に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 資料がない

- 注： 1 いずれかの「」に「」を付す。
- 2 資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

年 月 日

申 出 書

契約担当官

陸上自衛隊幹部候補生学校

会計課長 松岡 史郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社（商号又は名称・代表者氏名）

地域統括会社（商号又は名称・代表者氏名）

ブランド・ライセンサー（商号又は名称・代表者氏名）フランチャイザー
（商号又は名称・代表者氏名）

コンサルタント（商号又は名称・代表者氏名）

※別紙様式第5の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。